

鳥取大学大学院工学研究科教員会規程

第1条 鳥取大学大学院工学研究科の助教以上の全専任教員（以下「教員」という。）の集会として教員会を置く。

第2条 教員会は、次のことを行う。

- 一 大学院及び学部の問題に関する討論
- 二 教員の総意の調整及び表明
- 三 教員による選挙

第3条 教員会の議長は工学研究科長をもつて充て、次の場合に教員会を招集する。

- 一 議長が必要と認めたとき。
- 二 各種委員会より申し出があったとき。
- 三 教員総数の5分の1以上の申し出があったとき。

第4条 この規程の改廃は教員総数の過半数の同意を得て、研究科委員会において行う。

附 則

この規程は、昭和46年10月18日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年11月17日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。